

一般社団法人日本口蓋裂学会 国際委員会活動の目的

(主たる役割)

日本における口唇裂・口蓋裂の治療の質を向上するために、日本口蓋裂学会が国際的に交流し、国際的に協調するための窓口の役割を担う。

(活動内容)

- (1) 国際交流・国際協調のための方法を検討し、理事会に上申する。
- (2) 国際交流・国際協調のための方法を社員総会で承認後、学術集会で公表する。
- (3) 国際交流・国際協調に係わるセミナー等を開催する。
- (4) 国際交流・国際協調にあたって会員にアドバイスをを行う。

一般社団法人日本口蓋裂学会 国際委員会規則

(設置)

第1条 日本における口唇裂・口蓋裂の治療の質を向上するために、日本口蓋裂学会が国際的に交流し、国際的に協調するために、国際委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成等)

第2条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 委員長1名（理事長がこれを指名する）
- (2) 副委員長1名（委員長がこれを指名する）
- (3) その他委員長が指名したもの
- (4) 委員の総数は8名以上とし、口腔外科領域、形成外科領域、矯正歯科領域、言語治療領域からのそれぞれ2名ずつを原則とする。

(任期等)

第3条 前条各号に規定する委員は、理事長がこれを委嘱する。

- 2 前条各号に規定する委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前条各号に規定する委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前条各号に規定する委員に欠員が生じない場合でも、委員長の判断により理事長の承認を得て委員を追加することができる。その場合には、前条各号で規定する委員の残任期間とする。

(業務)

第4条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 国際交流・国際協調のための方法を審議する
- (2) 国際学会推進に係わる事項
- (3) その他、理事長あるいは理事会からの諮問事項
(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数により成立する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会の開催回数は定めず、必要に応じて開催する。
- 5 委員会には幹事を置くことができるが、議事の可否権は有しない。
(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた時は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
(規則の改正)

第7条 この規則の改正は、委員の発議をもって行い、過半数の賛成をもって議決する。

第8条 この規則の改正は、理事会の承認を必要とする。

(附則)

この規則は、令和7年3月1日から施行する。